

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成30年 3月30日

香川県病院事業管理者 松 本 祐 藏

香川県病院局管理規程第1号

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

香川県病院局企業職員の給与に関する規程（平成19年香川県病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>別表第10（第7条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="197 512 929 553">職</th><th data-bbox="929 512 1066 553">区分</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="197 553 929 595">略</td><td data-bbox="929 553 1066 595"></td></tr><tr><td data-bbox="197 595 929 671">略 主幹</td><td data-bbox="929 595 1066 671">略</td></tr><tr><td data-bbox="197 671 929 788">略 白鳥病院副看護部長（管理者が認めるものに限る。）</td><td data-bbox="929 671 1066 788">略</td></tr></tbody></table>	職	区分	略		略 主幹	略	略 白鳥病院副看護部長（管理者が認めるものに限る。）	略	<p>別表第10（第7条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1187 512 1919 553">職</th><th data-bbox="1919 512 2056 553">区分</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1187 553 1919 595">略</td><td data-bbox="1919 553 2056 595"></td></tr><tr><td data-bbox="1187 595 1919 671">略 主幹（<u>地域連携業務担当を除く。</u>）</td><td data-bbox="1919 595 2056 671">6種</td></tr><tr><td data-bbox="1187 671 1919 788">略 白鳥病院副看護部長（管理者が認めるものに限る。） 主幹（<u>地域連携業務担当に限る。</u>）</td><td data-bbox="1919 671 2056 788">7種</td></tr></tbody></table>	職	区分	略		略 主幹（ <u>地域連携業務担当を除く。</u> ）	6種	略 白鳥病院副看護部長（管理者が認めるものに限る。） 主幹（ <u>地域連携業務担当に限る。</u> ）	7種
職	区分																
略																	
略 主幹	略																
略 白鳥病院副看護部長（管理者が認めるものに限る。）	略																
職	区分																
略																	
略 主幹（ <u>地域連携業務担当を除く。</u> ）	6種																
略 白鳥病院副看護部長（管理者が認めるものに限る。） 主幹（ <u>地域連携業務担当に限る。</u> ）	7種																

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。